

県立高校の定員と合格者数の推移

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	定員	合格者数								
藤島	351		336		336		336		326	
高志	250		249		250		250		245	
羽水	303		290		301		301		301	
足羽	165		158		151		153		149	
福井農林	140		140		144		144		140	
科学技術	180		180		185		185		180	
福井商業	312		312		312		312		304	
三国	140		140		144		140		140	
金津	217		217		224		228		228	
丸岡	120		120		106		111		106	
坂井	264		264		264		264		256	
大野	124		124		124		124		124	
奥越明成	140		140		140		140		135	
勝山	120		120		109		109		109	
武生	304		304		304		304		304	
武生東	165		165		150		130		130	
武生商工	272		272		272		276		280	
鯖江	266		266		266		266		266	
丹生	107		107		121		109		116	
敦賀	240		216		228		240		218	
敦賀工業	120		120		120		120		116	
美方	158		140		148		150		148	
若狭	248		248		264		247		264	
若狭東	168		168		168		168		168	
合計	4,874	4,517	4,796	4,557	4,831	4,598	4,807	4,681	4,753	4,464

私立高校の定員と入学者数の推移

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	定員	入学者数								
北陸	548	\	548	\	548	\	548	\	548	\
仁愛女子	420		420		390		390			
工大福井	450		450		450		450			
啓新	300		300		300		300			
敦賀気比	230		230		230		230			
福井南(定時制)	80		80		80		80			
合計	2,028		2,286		2,028		2,138		1,998	

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ（令和5年8月） 概要

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況にあるため、質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要

■ 多様性への対応

- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現

■ 共通性の確保

- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- 「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- 「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成

取り組む
ことが
特に重要

II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

主要手段の凡例 ○：法令・通知等 □：予算事業（予算事業によって調査を行うものを含む）◇：調査 ☆：その他取組

1 少子化が加速する地域における 高校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

小規模校の教育条件の改善に向けて

- 教科・科目充実型遠隔授業における要件（受信側教室の教員配置要件、対面授業に係る要件）の弾力化
- 全日制・定時制課程における通信教育の活用に向けた制度改正（国内の他の高校に一定期間留学する場合等）
- 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ◇ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校教育活動の実施・改善、学校の特色化・魅力化
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- 地域や学校を越えた生徒同士の学びのプラットフォームの構築
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- 不登校児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

生徒の多様な学習ニーズに応える 柔軟で質の高い学びの実現に向けて

- 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に向けた制度改正
- 上記に係るモデル事例の創出
- 履修・修得の柔軟な認定の促進
- 学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置促進
- 不登校経験が不利益に扱われない高校入学選抜 等
- 通信制課程における優良事例の創出等
- ◇ 不登校生徒に対する継続的な実態調査
- ☆ 通信制課程の制度や特徴に係る情報発信
- SC・SSWの配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- 公立通信制高校等の機能強化等
- 通級指導・日本語指導の実施に向けた体制整備
- 学校と地域社会の連携・協働の推進

3 社会に開かれた教育課程、 探究・文理横断・実践的な学び

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるとともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を十分に学習しない傾向。

全ての生徒の学びの充実に向けて

- 普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を通じた探究・文理横断・実践的な学びの推進
- グローバル人材育成に資する拠点校の整備等、国際的な教育を行う高校の整備推進・運営支援
- 理数系教育の更なる充実
- 産業界等と専門高校の連携・協働の強化、取組の横展開に向けた支援
- 学校における働き方改革の推進
- 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及
- ☆ 大学入学選抜の改善（学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善、文理横断的な学びを進める観点からの出題科目の見直し等の促進）
- 学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校間連携等の促進

中間まとめ本文はこちら→



新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等について（概要）

- 『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）』（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行うこととする。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**
 - (a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより**育成を目指す資質・能力に関する方針**
 - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
 - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努める**こととする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

（※）令和4年4月1日から施行予定